

小規模住宅地区改良事業

1. 概要

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

2. 根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱
(平成9年住宅局長通達)

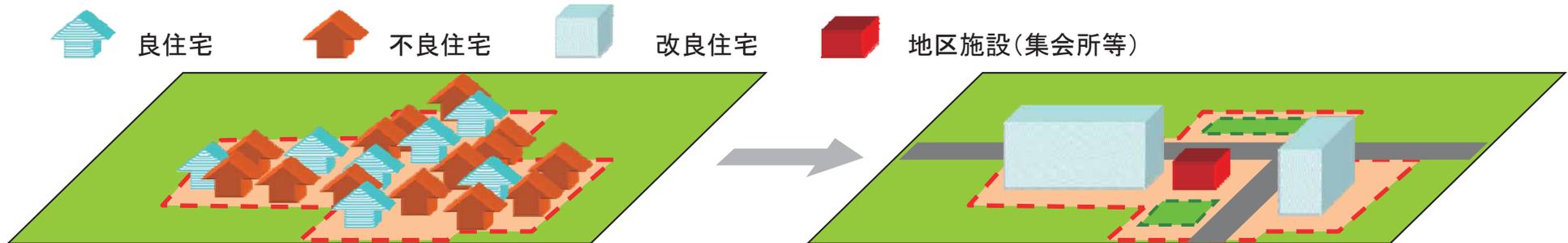
3. 対象地区

- ・面積要件 なし
- ・不良住宅戸数 15戸以上
(※過疎地域における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上に要件緩和)
- ・不良住宅率 50%以上
- ・住宅戸数密度要件 なし

4. 補助対象

(補助率)

- ・不良住宅の買収・除却 (1/2)※
 - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
 - ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
 - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
- ※ 跡地非公共は1/3



小規模住宅地区改良事業実施事例(奈良市)

